

鳥類の剥製について

各地の博物館などで鳥類の剥製を見たことがあるかと思いますが、剥製にするための鳥をどのように手に入れるかご存じでしょうか。今回はその一例を紹介します。

自然界に生息する野鳥を捕まえたり、駆除したり、飼育したりすることは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、いわゆる「鳥獣保護法」などの法律で規制され、禁止されています。そのため、剥製を製作するために鳥を捕まえるということも簡単にはできません。

そこで剥製用の個体を手に入れる場合、斃死したものを拾得するという方法をとる場合があります。斃死とは何らかの原因により、行き倒れた状態のことを指しますが、鳥類は人工構造物に衝突するいわゆる「バードストライク(鳥衝突)」事故によって、負傷し、そのまま亡くなってしまうことがあります。身近な事例では窓ガラスに鳥が衝突してきたのを見たことがある方がいるかもしれません。特に鳥類は全体がガラス張りで鏡のようなビルの場合、これに写った背景と本物の空との区別が付きにくくなり、建物の存在を認識できず衝突したり、反射する太陽に反応して衝突したりしてしまいます。

こうして亡くなった遺体を手に入れ、自分で剥製にするか、専門業者などに依頼して剥製にします。すぐに剥製にできない場合は、遺体を新聞紙などで包んで、冷凍保存しておきます。または、体内の肉や内臓を除去する「除肉」だけを行った仮剥製を作製したりします。その際には鳥類標本として個体データを保存するため、通常記録する嘴峰長、翼長、ふ蹠長、尾長、重量等の数値を計測し、脚などにタグを付けておきます。

博物館では資料の充実のため、将来的に剥製にできるよう、個体を収集しています。状態の良い鳥類の斃死体を見つけた方は博物館までご連絡ください。



サシバの剥製



くちばしの先端から尾羽の先端まで



くちばしの先端から基部まで



かかと
踵からあしゆびの
上部まで

お問い合わせ：恩納村博物館 ☎982-5112

【岩石と鉱物・化石の鑑定会】のお知らせ

お手持ちの石、鉱物、化石を鑑定しながら、識別の仕方などを学んでみませんか？この石の名前が知りたい、いつの時代のものだろうなどと思ったことはありませんか？専門家に直接聞ける機会です。おきなわ石の会 会員自慢の化石のミニ展示もあります。どなたでも参加可能です。

日時 1月18日(土) 10:00~12:00

場所 恩納村博物館 1階研修室

参加費 無料

主催 おきなわ石の会

共催 恩納村博物館